

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和7年4月11日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度「県民のこえ」対応研修業務委託

(2) 業務内容

対面による研修の実施、動画による研修の共有（詳細は仕様書のとおり）

(3) 委託価格の限度額

1,422,000円（税込）

2 委託期間

契約締結日から令和7年12月1日まで

3 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次の（ア）から（キ）までに該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 選定基準

実施要領のとおり

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県庁東館4階 静岡県総務部広聴広報課
電話 054-221-2235 FAX番号 054-254-4032
E-mail kenminnokoe@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案実施要領及び仕様書の配布

ア 交付期間

令和7年4月11日（金）から令和7年4月23日（水）正午まで

イ 交付場所

静岡県広聴広報課ホームページ

(<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1001836/1040978/1006015.html>)

(3) 提出書類等

ア 提出書類

参加資格確認申請書、宣誓書、会社概要、見積書、提案書等

イ 提出期限

参加資格確認申請書、宣誓書、会社概要 令和7年4月30日（水）正午
見積書、提案書等 令和7年5月9日（金）午後5時まで（郵送又は持参）

ウ 提出場所

上記5 (1) に同じ

(4) プレゼンテーション

ア 日時 令和7年5月中旬～6月上旬（予定）

※時間、場所の詳細は応募締切後に応募者へ通知する。

6 その他

- (1) 詳細は、企画提案実施要領及び仕様書による。
- (2) 募集に係る説明会は行わない。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 企画書の作成、提出等に係る全ての費用は提案者の負担とする。
- (5) 委託契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (6) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。また、委託業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請業者から労働関係法を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。